

東日本大震災に関する福島県の初動対応の課題について（概要）

平成24年10月
福島県生活環境部

1 はじめに

今後の災害対策に反映させることを目的として、発災直後から概ね平成23年3月末までの初動対応について、庁内各部局、市町村、消防本部等防災関係機関等からのアンケート及びヒアリング結果並びに政府及び国会事故調査委員会の報告書における指摘事項や提言に基づき検証を行い、その結果明らかになった課題を取りまとめたものである。

2 初動対応の検証の結果、明らかになった課題

災害対応体制	情報連絡体制	住民の避難対策	物資の調達・供給
<p>(1) 施設・資機材関係 ○複合災害への備えが不十分（国、県、市町村） ○庁舎や通信設備の被災により災害対策本部設置予定場所が使用不能、また、代替施設の設備も不足（県、市町村） ○現地対策本部及びオフサイトセンターが機能しない場合の対応が不備（国、県）</p> <p>(2) 組織関係 ○災害対策本部事務局と各部局の役割分担が不明確、また、原子力班の役割、指揮命令系統が不分明（県） ○災害対策本部内の書類、記録の保存・管理の仕組みが不備（県）</p> <p>(3) 人員配置関係 ○オフサイトセンター等の要員確保対策が不備（国、県）</p> <p>(4) モニタリング関係 ○放出源情報がない場合のSPEEDI予測計算結果の取扱い方針が不備（国） ○災害対策本部内におけるSPEEDI予測計算結果の取扱い方針が不備、また、災害対策本部内の情報共有不足、情報管理の不備（県） ○緊急時モニタリング資機材の備えが不十分（県）</p>	<p>(1) 県・市町村等間の通信手段関係 ○通信設備の被災により通信手段が制約（県、市町村、関係機関） ○役場機能の広域移転に関し、情報連絡手段の確保が不十分（県、市町村）</p> <p>(2) 人員配置関係 ○通報連絡を確保するための役割を担う連絡員が不足（県、市町村）</p>	<p>(1) 住民の避難誘導関係 ○通信機器被災等により、県から市町村への避難指示の伝達、市町村から住民の避難広報に支障（県、市町村）</p> <p>(2) 避難先の確保関係 ○短期間に大量の避難者発生に伴い、避難先の確保など広域避難の県・市町村間調整スキームが不備（県、市町村） ○住民避難について、オフサイトセンター及び現地対策本部が機能しない場合の対応の不備（国、県）</p> <p>(3) 要援護者の支援関係 ○災害時における病院や福祉施設の重篤患者など要援護者の適切な避難、支援体制について、事前の想定が不十分（県、市町村）</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤服用関係 ○オフサイトセンターが機能しない場合の対応が不備で、避難指示発出と、ヨウ素剤服用指示など有機的な防護対策指示が欠如（国） ○関係者間の連携不十分により、ヨウ素剤服用指示伝達が支障（国、県）</p> <p>(5) スクリーニング関係 ○スクリーニングに関し、関係者間の連携不十分により、情報伝達に支障（国、県）</p>	<p>(1) 物資の調達関係 ○燃料調達に係る調整機能が不備（国） ○屋内退避指示の根拠、見通し等の根拠が不明確（国） ○風評被害に伴う物資搬送拒否等の事態への対応が不備（国、県） ○災害時における物資等の応援供給協定締結先自身の被災による物資等の調達が不十分（県、市町村） ○屋内退避の長期化や、物流や商業が滞る中、住民への物資支援について、対応が不十分（県）</p> <p>(2) 物資の管理関係 ○受入物資の保管管理体制が不十分（県）</p> <p>(3) 物資の輸送関係 ○避難所での所要数量の確認、配送体制が不十分（県、市町村、関係機関） ○避難所に行かず自宅に留まった住民の把握と、支援体制が不十分（市町村）</p>

3 まとめ

初動対応の検証の結果明らかになった上記の課題を踏まえ、今後、地域防災計画の見直し等を行うこととする。

- (1) 県地域防災計画（震災対策編）の見直し
- (2) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し
- (3) 検証作業の継続・原子力発電所の安全監視体制の整備